

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業Q&A

No.	Q
1	補助基準額について
1	補助基準額の事業月数について、算定方法を教えてください。
2	補助対象期間について
2	補助対象期間はいつからいつまでですか。技能実習評価試験後に日本語能力試験N3の試験がある場合はどうなりますか。
3	令和6年10月から受入施設で雇用を開始し、技能実習評価試験を翌年の令和7年6月頃に受験する場合の補助対象期間を教えてください。
3	補助対象事業所について
4	公設民営の施設は補助金の対象となりますか。
4	補助対象経費について
5	補助対象経費はどのようなものですか。
6	具体的な補助対象経費は、どのようなものですか。
7	入国後、就業前に監理団体が実施する講習（座学）の講習経費を実習実施者である受入施設等が負担した場合は、補助対象ですか。
8	入国在留申請に伴う手数料等は補助対象ですか。
9	技能実習生5名につき1名以上を配置する技能実習指導員に支給する指導員手当は、補助対象となりますか。
10	入国後就労開始前に日本語能力試験N3相当の検定に要した日本語学習経費は補助対象ですか。
11	本事業の補助対象となる実習実施者とは、どの範囲までですか。
12	対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することはできますか。 なお、「金額換算可能な各種ポイントが付与された場合」とは、具体的には以下のケースになります。 ・クレジットカードや、その他購入に伴いポイントの付与されるポイントカード（購入先の家電量販店のポイントカード等）を利用した場合 ・上記の他、ネットショッピング等により、ポイントが付与される場合
13	対象経費の支払時に、保有していたポイントカード等の利用により、対象経費のうち一部又は全部の金額について、金額換算可能な各種ポイントを利用しました。この場合、本補助金を申請することはできますか。
14	対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与されました。 その場合、QA13のとおり、「寄附金その他収入額」に計上し控除することとありますが、今後法人が付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、控除する必要はありますか。
15	技能実習評価試験の受験料や受験の際に要した交通費は補助対象ですか。
16	日本語能力試験等の受験料・受験の際に要した交通費は補助対象ですか。
17	インターネット回線使用料について、令和6年3月利用分を令和6年4月に支出した場合、令和6年度の補助対象ですか。
18	備品の申請数量に制限はありますか。
19	技能実習生の宿舍の火災保険料や電気代は、補助対象ですか。
20	交付申請時に申請していなかった経費を、実績報告時に申請できますか。
5	申請方法・申請書類について
21	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。
22	技能実習生と一緒に、技能実習生でない者も介護技術・日本語学習についての講座を受講しましたが、受講料が一体となっています。この場合、講座受講料をどのように申請すればよいですか。
23	宛名が技能実習生個人の領収書は添付資料として認められますか。
24	交付決定後、購入を予定していたものに変更が生じた場合に必要手続きはありますか。
6	その他
25	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。
26	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。
27	補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合に、提出する書類はありますか。

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業Q&A

※令和6年9月時点

No.	Q	A
1 補助基準額について		
1	補助基準額事業月数について、算定方法を教えてください。	<p>就労開始日の属する月の翌月から技能実習評価試験（専門級）の受験日の属する月の前月までです。</p> <p>ただし、就労開始日が月の初日である場合は、就労開始月を含めます。</p> <p>（例）令和4年1月15日就労開始、令和6年9月15日技能実習評価試験（専門級）受験の場合 事業月数 5月（令和6年4月から令和6年8月まで）</p> <p>手引きP3「補助基準額の算定と補助対象経費の対象期間の考え方」参照</p>
2 補助対象期間について		
2	補助対象期間はいつからいつまでですか。技能実習評価試験後に日本語能力試験N3の試験がある場合はどうなりますか。	<p>受入施設での就労開始日から技能実習評価試験（専門級）の前日までです。</p> <p>手引きP3「補助基準額の算定と補助対象経費の対象期間の考え方」参照</p>
3	令和6年10月から受入施設で雇用を開始し、技能実習評価試験を翌年の令和7年6月頃に受験する場合の補助対象期間を教えてください。	<p>令和6年度の本事業では、令和6年4月1日から令和7年3月31日までが補助対象期間です。令和7年4月1日以降の補助対象経費については、令和7年度の予算化により補助することを予定しております。</p>
3 補助対象事業所について		
4	公設民営の施設は補助金の対象となりますか。	<p>領収書や請求書等が施設又は法人宛てとなっている等、契約主体が施設又は法人であると確認できる場合は補助対象です。</p>
4 補助対象経費について		
5	補助対象経費はどのようなものですか。	<p>受入施設等で、就労開始後に発生した技能実習生の日本語学習に伴う経費又は介護分野の専門知識の学習に伴う経費のうち、以下のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費） ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料） ・使用料及び賃借料 ・委託料 ・補助金（入学金、受講料に限る） ・備品購入費 <p>なお、受入れ本体に係る経費（賃金、衣食住にかかる費用等）は対象外です。</p>

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業Q&A

※令和6年9月時点

No.	Q	A																
6	具体的な補助対象経費は、どのようなものですか。	<p>具体的な対象経費は、以下のものです。</p> <table border="1"> <tr> <td>報償費</td> <td>日本語講師、介護講習講師への報酬、謝金等</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>講習・研修会場への交通費等</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>文具類、計算機、プリンターインク、教育教材等の購入費</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>インターネット回線使用料、郵送料、研修に伴う保険料等</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>研修会場等の使用料、パソコン機器リース代等</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>日本語教育、介護講習の外部委託費等</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>実習生本人が負担した日本語学校等の入学金、受講料の費用を、施設が実習生に対して支払った場合にかかる経費（施設が実習生に代わって支払う場合を含む）</td> </tr> <tr> <td>備品購入費</td> <td>パソコン機器、タブレット、翻訳機、ホワイトボード等の購入費</td> </tr> </table> <p>なお、教育教材等は、受入施設等で購入したものが対象となります。技能実習生又は技能実習指導員が個人で購入したもの、専ら自己学習用として施設が技能実習生個人に買い与えるものは対象外です。</p> <p>また、備品、インターネット回線等は、受入施設等で購入または契約し、技能実習生の日本語学習及び介護技能の習得の用途に使用するものが補助対象となります。受入れ期間中または受入れ終了後に、学習以外の用途にも使用するものの経費は対象外です。</p>	報償費	日本語講師、介護講習講師への報酬、謝金等	旅費	講習・研修会場への交通費等	需用費	文具類、計算機、プリンターインク、教育教材等の購入費	役務費	インターネット回線使用料、郵送料、研修に伴う保険料等	使用料及び賃借料	研修会場等の使用料、パソコン機器リース代等	委託料	日本語教育、介護講習の外部委託費等	補助金	実習生本人が負担した日本語学校等の入学金、受講料の費用を、施設が実習生に対して支払った場合にかかる経費（施設が実習生に代わって支払う場合を含む）	備品購入費	パソコン機器、タブレット、翻訳機、ホワイトボード等の購入費
報償費	日本語講師、介護講習講師への報酬、謝金等																	
旅費	講習・研修会場への交通費等																	
需用費	文具類、計算機、プリンターインク、教育教材等の購入費																	
役務費	インターネット回線使用料、郵送料、研修に伴う保険料等																	
使用料及び賃借料	研修会場等の使用料、パソコン機器リース代等																	
委託料	日本語教育、介護講習の外部委託費等																	
補助金	実習生本人が負担した日本語学校等の入学金、受講料の費用を、施設が実習生に対して支払った場合にかかる経費（施設が実習生に代わって支払う場合を含む）																	
備品購入費	パソコン機器、タブレット、翻訳機、ホワイトボード等の購入費																	
7	入国後、就労前に監理団体が実施する講習（座学）を受講しますが、この講習経費を実習実施者である受入施設等が負担した場合は、補助対象ですか。	<p>就労開始前に実施する講習の経費は対象外です。</p> <p>本事業の補助対象期間は、技能実習生が受入施設で就労した期間です。</p>																
8	入国在留申請に伴う手数料等は補助対象ですか。	<p>入国在留申請に伴う手数料等は補助対象外です。</p> <p>本事業の対象経費は、受入施設等における技能実習生の日本語学習及び介護分野の専門知識の学習を内容とする技能実習に要する経費となります。</p>																
9	技能実習生5名につき1名以上を配置する技能実習指導員に支給する指導員手当は、補助対象となりますか。	<p>指導員手当等の人件費は対象外です。</p>																
10	入国後就労開始前に日本語能力試験N3相当の検定に要した日本語学習経費は補助対象ですか。	<p>就労開始前の日本語学習経費は補助対象外です。</p> <p>本事業の補助対象期間は、技能実習生が受入れ施設で就労した期間です。</p>																
11	本事業の補助対象となる実習実施者とは、どの範囲までですか。	<p>本事業の補助対象事業者とは、平成29年9月29日付の厚生労働省が定めた「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等について」（※1）の第一の二の2に規定する別紙1の「老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業」を補助対象といたします。</p> <p>※1 厚生労働省ホームページ参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html</p>																

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業Q&A

※令和6年9月時点

No.	Q	A
12	<p>対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することはできますか。</p> <p>なお、「金額換算可能な各種ポイントが付与された場合」とは、具体的には以下のケースになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードや、その他購入に伴いポイントの付与されるポイントカード（購入先の家電量販店のポイントカード等）を利用した場合 ・上記の他、ネットショッピング等により、ポイントが付与される場合 	<p>本補助金を申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。また、各種ポイント相当額の確認できる根拠資料（ポイント付与の条件（何円購入で何ポイント）や、1ポイント当たりの換金率が記載された、カード会社の規約書等）を提出してください。</p>
13	<p>対象経費の支払時に、保有していたポイントカード等の利用により、対象経費のうち一部又は全部の金額について、金額換算可能な各種ポイントを利用しました。この場合、本補助金を申請することはできますか。</p>	<p>本補助金を申請することはできますが、各種ポイント利用分を控除した額が対象経費の実支出額となります。また、各種ポイント利用分を確認できる領収書等を提出してください。</p>
14	<p>対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与されました。</p> <p>その場合、QA13のとおり、「寄附金その他収入額」に計上し控除することとありますが、今後法人が付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、控除する必要がありますか。</p>	<p>対象経費の支払時に付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、必ず「寄附金その他収入額」に計上し対象経費の実支出額から控除してください。</p>
15	<p>技能実習評価試験の受験料や受験の際に要した交通費は補助対象ですか。</p>	<p>技能実習評価試験の受験料及び受験の際に要した交通費は補助対象外です。</p> <p>日本語学習に要する経費、介護分野の専門知識の学習に要する経費にあたらなため、補助対象外です。</p>
16	<p>日本語能力試験等の受験料・受験の際に要した交通費は補助対象ですか。</p>	<p>日本語能力試験等の受験料・試験受験の際に要した交通費は、受入施設等が負担する日本語学習に要する経費にあたるため、補助対象です。</p>
17	<p>インターネット回線使用料について、令和6年3月利用分を令和6年4月に支出した場合、令和6年度の補助対象ですか。</p>	<p>補助対象外です。</p> <p>利用月が令和5年度中の回線使用料は、請求・支出が令和6年度内であっても、令和6年度補助事業の対象外です。</p>

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業Q&A

※令和6年9月時点

No.	Q	A
18	備品の申請数量に制限はありますか。	事業所内の技能実習生の技能実習の実施にあたり必要な数量を申請するようにしてください。 技能実習の実施にあたり必要な数量と認められない場合（技能実習生一人につきパソコンを2台申請する等）は、補助の対象となりませんのでご注意ください。 なお、必要性の確認に当たって、追加で書類をご提出いただく場合もありますので、予めご了承ください。
19	技能実習生の宿舍の火災保険料や電気代は、補助対象ですか。	補助対象外です。 技能実習生の居住に伴う家賃や各種保険等は、施設が技能実習生を雇用する際の福利厚生等の範疇であり、補助対象である学習支援の範囲外となります。 （技能実習生が自宅で自習する際のインターネット通信費は、受入施設等で契約し、学習用途に使用する場合に限り補助対象として認められます。）
20	交付申請時に申請していなかった経費を、実績報告時に申請できますか。	申請できません。 交付決定額を最高限度とし、その額を上回ることはできません。
4 申請方法・申請書類について		
21	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。	介護保険事業所を運営する事業者（法人）名で手続きを行います。 各申請書等に使用する印鑑は、全て法人の実印を使用します。 また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。 なお、法人の実印を他の印に代えることはできません。印影の刷り込み印刷も認められません。
22	技能実習生と一緒に、技能実習生でない者も介護技術・日本語学習についての講座を受講しましたが、受講料が一体となっています。この場合、講座受講料をどのように申請すればよいですか。	受講料を技能実習生（補助対象者）と技能実習生でない者（補助対象外）の人数で按分し、補助対象者の講座受講料のみを申請してください。
23	宛名が技能実習生個人の領収書は添付資料として認められますか。	宛名が施設または法人になっていない領収書等は原則、添付資料として認められません。発行元に問い合わせ、宛名が施設または法人の領収書またはそれに準ずる支払い証明書等を再発行してもらってください。 宛名が技能実習生個人の領収書等しか発行されない場合は、施設が当該経費について支出したことがわかる施設の口座の通帳の写しや、施設が当該経費について技能実習生へ支払ったことを証明する領収書等をご提出ください。

外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業Q&A

※令和6年9月時点

No.	Q	A
24	<p>交付決定後、購入を予定していたものに変更が生じた場合に必要手続きはありますか。</p>	<p>変更後の内容が、交付決定の内容及び条件に「適合する」と認められる場合は、変更後の内容を反映した実績報告書を提出してください。</p> <p>「適合する」と認められる例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時の備品等が欠品、廃番となっている場合、廉価な同等品が見つかった場合、その他変更合理的理由がある場合に、実績報告時に同等品に変更すること ・購入目的（用途）の変更を伴わない製品・サービスの変更 ・合理的な理由が認められる数量の変更（当初の数量で購入目的が達成できないなど） <p>※確定する額は、交付決定額を最高限度とし、その額を上回ることはいけません。</p> <p>※交付申請時から製品・サービス内容に変更がある場合や「適合する」の判断が難しい場合は、事前に担当者へご確認ください。「適合する」と認められない場合には、補助対象外となります。</p>
5 その他		
25	<p>補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。</p>	<p>その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。</p> <p>※ 東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、<u>補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。</u></p>
26	<p>補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。</p>	<p>事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。</p> <p>※領収書等</p>
27	<p>補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合に、提出する書類はありますか。</p>	<p>要綱「第13 実績報告（2）」に定める第4号様式（消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書）を提出してください。本様式は、仕入税額控除が0円の場合も、必ず提出してください。</p> <p>なお、提出期限等については、申請法人に改めてご連絡させていただきます。</p>